

令和3年11月16日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 片山 則昭

新型コロナウイルス感染症にかかる発熱等の風邪症状がある場合等の児童生徒の登校について（令和3年11月16日時点）

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ワクチン接種率も向上し、兵庫県はもとより全国的にも新規感染者数が大幅に減少していることから、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会の方針等を総合的に判断し、今後の対応について感染症対策の一部を変更し、下記のとおり決定しました。

つきましては、お子様の健康・安全を最優先に、学校では最大限の感染防止に努めてまいりますので、教育活動の継続について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後、第6波の到来など、県全体での感染防止対策が強化される事態となった場合には、変更が生じることがあることを申し添えます。

記

1 対象期間

令和3年11月16日（火）から

2 児童生徒の出席停止の取扱い

変更前	変更後
お子様並びに同居のご家族に喉の違和感（イガイガ、ゴロゴロ等）や発熱等の風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合、濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は、学校へ連絡いただくとともに登校しないようお願いします。（出席停止）	お子様並びに同居のご家族に喉の違和感（イガイガ、ゴロゴロ等）や発熱等の風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合、濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は、学校へ連絡いただくとともに登校しないようお願いします。（出席停止）ただし、同居の家族等において「新型コロナウイルス感染症が原因ではない体調不良」と、かかりつけ医等から診断を受けた場合は登校を認めます。

3 その他

お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。